

2023

西いぶり広域連合議会会議録

第2回定例会

令和5年9月1日開会

令和5年9月1日閉会

西いぶり広域連合議会

令和5年第2回西いぶり広域連合議会定例会審議日程

(会期1日間)

月 日	曜	会議区分	会 議 時 間	会 議 内 容
9. 1	金	本 会 議	14:00~14:56	開会、会期の決定、議案の説明、議案の議決、一般質問、閉会

令和5年第2回西いぶり広域連合議会定例会議決結果表

会期 令和5年9月1日（金）（1日）

番 号	件 名	提 出 年 月 日	付託委員会	議 決 結 果
			付託年月日	議決年月日
議案第 1 号	令和5年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第3号）	5. 9. 1		原 案 可 決 5. 9. 1
議案第 2 号	財産取得の件（無停電電源装置）	5. 9. 1		原 案 可 決 5. 9. 1
認定第 1 号	令和4年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算	5. 9. 1		認 定 5. 9. 1
その他会議に 付した事件	会期の決定			決 定 5. 9. 1

目 次

第1号（令和5年9月1日）

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
説明員	1
事務局出席職員	1
開会宣告	1
諸般の報告	2
○瀧浪議会議務局長	2
日程第1 会議録署名議員の指名（真鍋 盛男議員、菊地 敏法議員）	2
日程第2 会期の決定（9月1日 1日）	2
日程第3 議案第1号、議案第2号、認定第1号、質疑	2
○奈良事務管理者（議案説明）	2
○常磐井 茂樹議員	4
日程第4 一般質問	10
○常磐井 茂樹議員	10
閉会宣告	14

令和5年9月1日（金曜日）

第 1 号

令和5年 第2回定例会

西いぶり広域連合議会会議録 第1号

令和5年9月1日(金曜日)

午後 2時00分 開会

午後 2時56分 閉会

○議事日程

13番 田中秀幸

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号、議案第2号、認定第1号
日程第4 一般質問

○説明員

広域連合長 青山剛
副広域連合長 小笠原春一
副広域連合長 堀井敬太
副広域連合長 村井洋一
副広域連合長 田鍋敏也
副広域連合長 下道英明
事務管理者 奈良信一
代表監査委員 杉本久佐男
事務局長 塩越順一
総務課長 鈴木智
総務課主幹 松下幸稔
総務課主幹 兼成昌宏
共同電算室主幹 佐久間樹

○会議に付した事件

- 1 諸般の報告
2 日程第1
3 日程第2
4 日程第3
5 委員会付託省略
6 日程第4

○出席議員(15名)

議長 15番 早川昇三
副議長 14番 辻浦義浩
1番 板垣正人
2番 五十嵐篤雄
3番 真鍋盛男
4番 菊地敏法
5番 石澤清司
6番 小川晃司
7番 柏木隆寿
8番 常磐井茂樹
9番 高橋直美
10番 村井寿行
11番 井野正臣
12番 渡辺雅子

○事務局出席職員

事務局長 瀧浪孝行
議事課長 小田桐浩明
議事係長 山下盛弘
書記 宮下直人
書記 長部姫香

午後 2時00分 開会

○議長(早川 昇三) ただいまから、令和5年第2回西いぶり広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をさせます。

瀧浪事務局長

○議会事務局長(瀧浪 孝行) 御報告申し上げます。

今回提案されております案件は、広域連合長提案に関わるもの3件でございます。

次に、関係法令の規定に基づき、広域連合長並びに監査委員からお手元に配付のとおりそれぞれ報告がございました。

次に、議案説明のため、関係役職員の出席を求めています。

以上でございます。

諸 般 の 報 告

1 地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、広域連合長から報告のあった事件
令和4年度繰越明許費繰越の報告について

(1) 一般会計

2 地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から提出のあった事件
例月現金出納検査結果報告について(一般会計 令和5年3月分～令和5年6月分)

上記のとおり報告します。

令和5年9月1日

西いぶり広域連合議会
議長 早川 昇三

○議長(早川 昇三) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、真鍋 盛男議員並びに菊地 敏法議員を指名いたします。

○議長(早川 昇三) 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日とすることに異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(早川 昇三) 異議なしと認めますので、会期は1日と決定いたしました。

○議長(早川 昇三) 次は、日程第3 議案第1号令和5年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第3号)外2件を一括議題といたします。

議案第1号 令和5年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第3号)

議案第2号 財産取得の件(無停電電源装置)

認定第1号 令和4年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算

○議長(早川 昇三) 提出者の説明を求めます。

奈良事務管理者

○事務管理者(奈良 信一) ただいま議題となりました各案件につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号令和5年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第3号)でございます。

このたびの補正は、自治体標準システム移行準備や北海道並びに登別市で実施いたします給付金事業に対応するためのシステム改修に係る所要額を措置するものでございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ3,165万5,000円を追加し、予算総額を137億2,029万5,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、4ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。

第3款情報処理費で、共同電算システム運用経費として、地方公共団体情報システムの標準化、共通化に係る移行準備のための新総合行政システム移行対応経費、登別市が実施する子育て世帯生活支援給付金事業、並びに室蘭市、伊

達市及び洞爺湖町が北海道の実施する令和5年度北海道低所得世帯臨時特別給付金事業への名簿データ提供のための給付金システム改修について、合わせて3,165万5,000円を計上してございます。

次に、2ページにお戻りいただきたいと存じます。

下段の歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、歳出で御説明申し上げました措置に伴う構成市町からの負担金を追加してございます。

続きまして、議案第2号財産取得の件(無停電電源装置)でございます。

本件は、共同電算に関わる無停電電源装置1台と、それに供するバッテリー90個を取得するものでございます。取得価格につきましては、2,816万円に令和6年度～9年度の4年間の元金均等年2回払い分の年利0.15%の利子を加えた額となっております。なお、契約の相手先でございます北海道市町村備荒資金組合から令和6年3月末に譲渡の予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、認定第1号令和4年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして、御説明を申し上げます。

令和4年度の予算は、廃棄物処理では新中間処理施設整備、現中間処理施設の安定稼働、共同電算では効率的な運営を柱に、内部管理経費の節減に努める中で、関係市町からの負担金により編成をいたしたところでございます。

予算の執行状況につきましては、計画をいたしました事業を予算計上の目的に沿って執行したところでございます。

この結果、18ページを御覧いただきたいのですが、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと存じますが、歳入総額72億3,006万

5,000円に対し、歳出総額72億2,926万7,000円となりまして、実質収支額は79万8,000円となっております。

この主な内容を歳入から御説明させていただきます。2ページにお戻りいただきたいと存じます。

予算現額と収入済額との比較で、第1款分担金及び負担金では、職員費、情報処理費、ごみ処理費で不用額が生じたことなどにより7,596万9,000円の減、第2款使用料及び手数料では、事業系ごみ量が見込みより減少したことなどにより751万8,000円の減、第4款財産収入では、アルミ缶及びスチール缶の売払い単価が見込みを上回ったことなどにより2,832万9,000円の増、第6款諸収入では、容器包装リサイクル協会からの拠出金があったことなどにより2,699万円の増となっております。

次に、4ページの歳出でございますが、主に不用額の面から御説明を申し上げます。

第1款議会費では、委員会調査の中止などにより249万6,000円、第2款総務費では、委員会調査随行旅費の減などにより27万6,000円、第3款情報処理費では、委託料の減などにより845万4,000円、第4款ごみ処理費では、電力使用量の減や中間処理施設における灯油代の減などにより781万2,000円、第8款職員費では、時間外手当の減などにより639万円、それぞれ不用額が生じてございます。

以上が、令和4年度一般会計決算の概要でございます。

なお、19ページ～22ページは財産に関する調書、23ページからは令和4年度一般会計決算に係る主要な施策の成果等報告書を添付してございまして、予算執行の概要、主要施策の成果概要のほか、主な事務事業に関する決算額及び財源内訳、施設の利用状況等を掲載してご

ございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（早川 昇三） 質疑を行います。

最初に、議案第1号令和5年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川 昇三） ないようですので、以上で議案第1号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号財産取得の件（無停電電源装置）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

常磐井 茂樹議員

○8番（常磐井 茂樹） それでは、議案第2号財産取得の件について質疑をさせていただきます。

今般、無停電電源装置を取得するわけなのですけれども、この装置、総額2,816万で購入するのですけれども、従来型との性能比較及び耐用年数、さらにはメーカーについて伺いたいと思います。

2点目は、電源装置本体価格2,560万なのですけれども、他のメーカーとの価格、性能、耐用年数などの比較を行ったのか否か、この点について。

3点目、契約の相手方が備荒資金組合というふうになっているわけなのですけれども、備荒資金組合が対メーカーとの入札行為を行っているのかどうか、この点についても伺う。

何よりも、財政運営の基本は費用対効果の観点からも私は競争入札が必要ではないかというふうに思うのですけれども、また対備荒資金組合と広域連合との間に随意契約という関係が成り立つのかどうか、この点について伺います。

あくまでも、備荒資金組合とは財源上の関係

であり、対メーカーとの装置の不備や瑕疵担保はどのように保証されるのか、この点について伺います。

○議長（早川 昇三） 塩越事務局長

○事務局長（塩越 順一） 常磐井議員の質問に順次お答えいたします。

現在使用している無停電電源装置は平成19年度に整備したものでございまして、現行機器は出力が150キロボルトアンペアありますが、今回購入の機器については、実際の使用状況を測定し、測定期間内の最大電力が約48キロボルトアンペアであり、突入電流などに対する安全率を2.0とすることで必要な出力を100キロボルトアンペアとして今回購入機器の仕様としてございます。

なお、現行機器及び今回購入機器いずれも富士電機株式会社製で、メーカーでの耐用年数は15年となっております。

次に、無停電電源装置は装置本体、入出力盤、バッテリー盤、自家発電機及び機器監視装置、こういったもので一つのシステムとして機能しておりますが、今回更新は装置本体とバッテリーの部分の更新であることから、他メーカーとの比較は行ってございません。

最後に、今回活用する北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業は、契約に係る事務を備荒資金組合の車両及び防災資機材の譲渡事務手続要領によって市町村などに委任されており、今回契約については、当広域連合が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するものとして随意契約により執行したものでございます。

また、備荒資金組合との随意契約につきましては、今回の財産取得が特別地方公共団体である北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し、譲渡を受けるものであることから随意契約としてございます。

次に、当該機器に対する契約不適合責任につきまして、売買契約書第5条に規定されております契約当事者である備荒資金組合が契約相手方に請求することとなっております。

以上でございます。

○議長(早川 昇三) 常磐井 茂樹議員

○8番(常磐井 茂樹) それでは、再質問させていただきたいと思うのですが、現行機器も今回購入の機器も富士電機株式会社の製品で、耐用年数はおおむね15年ということなのですが、バッテリー90個と無停電電源装置の本体価格で2,560万するわけなのですが、15年後にはまた更新するということになるというふうに思うのですが、このシステム全体の購入時の価格というのは幾らだったのか、この点について伺いたと思います。

2点目です。今回の更新は、装置本体とバッテリー部分更新で他のメーカーとの比較は行っていないということなのですが、今答弁で述べられた入出力盤、バッテリー盤、自家発電機及び機器監視装置なども当然経年劣化していくわけなのですが、これらの機器の耐用年数について伺いたと思います。

また、システム全体の更新が必要となった場合の対応をどのように考えているのか、この点についても伺います。

3点目。今回の契約は、広域連合が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するとして随意契約により執行したという答弁なのですが、性質、目的が競争入札に適しないものとは何を指すのか、この点について伺います。

また、瑕疵担保について、備荒資金組合が契約相手方に請求することになるということなのですが、購入した機器に瑕疵があるかどうかの判断は誰が行うのか、この点についても

伺います。

○議長(早川 昇三) 塩越事務局長

○事務局長(塩越 順一) 再質問にお答えいたします。

システム全体の購入価格は6,656万6,000円となっております。

次に、今回更新以外の設備の耐用年数でございますが、おおむね15年とされております。屋内に設置していること、年2回のメーカーによる点検を行っていること、無停電電源装置とは違いその多くが電子部品を使用していないことなどから、当面使用に問題はないと考えております。

また、全体の入替えにつきましては、設備の状況などを勘案した中で適宜対応してまいりたいと考えてございます。

最後に、競争入札に適さないものについてでございますが、契約の目的物が代替性のないものであるときに当たり、今回の物品は装置の部分更新であり、全体を確実に機能させる必要があることから随意契約としたものでございます。

また、契約不適合の判断については、契約に係る事務を備荒資金組合より委任されており、納品検査についても委任の範囲であることから当広域連合で判断することとなります。

以上でございます。

○議長(早川 昇三) 常磐井 茂樹議員

○8番(常磐井 茂樹) おおむね分かりました。

それで、基本的に施行令の167条の2第1項第2号、このほかにも大体9号までいわゆる競争入札に適しないものというのは乱立されているのですが、少なくともこういった機器類については競争入札が私は望ましいと、これも対費用効果の上からも、いかにして有効な財源を活用するかという点からも、私はそういった意味からも、こういった機器類については、ぜひ競争入札にすべきだということを申し上げ

て、私の質問を終わります。

以上です。

○議長(早川 昇三) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(早川 昇三) ないようですので、以上で議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第1号令和4年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

常磐井 茂樹議員

○8番(常磐井 茂樹) それでは、認定第1号令和4年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算について伺います。

まず、歳入についてであります。

歳入の財産収入の決算内訳について伺いたいと思うのですが、それぞれスチール缶、アルミ缶などが示されているわけなのですが、4品目の関係市町別の搬入量及びスチール缶、アルミ缶の売却単価について伺います。

また、ペットボトル予算額に対して決算額ゼロとなっている理由についても伺います。

また、搬入されたペットボトルはどのように処分されているかについても伺いたいと思います。

次に、諸収入についてであります。

諸収入の決算内訳に示されている有償入札拠出金の拠出元及びどのような制度に基づくものなのか伺いたいと思います。

対象品目と有償拠出金、この間の推移についても伺いたいと思います。

次に、歳出について2点伺いたいと思います。けれども、情報処理について4点伺います。

不用額845万4,000円の内訳について、2点目、システム運用経費6億9,736万9,000円の内訳について、3点目、システム運用経費とシステム整備費の業務実施内容につい

て、4点目、情報処理における随意契約と入札の基準について伺う。

次に、職員費について伺います。

決算額8,362万3,000円の内訳について、2点目、不用額639万円の内容について、3点目、共同電算センター職員の時間外勤務手当について伺います。

以上です。

○議長(早川 昇三) 塩越事務局長

○事務局長(塩越 順一) 常磐井議員の質問に順次お答えいたします。

初めに、歳入の財産収入の決算内訳のうち、スチール缶、アルミ缶など4品目の関係市町別搬入量についてでございますが、スチール缶につきましては、室蘭市60.5トン、伊達市16.79トン、豊浦町5.11トン、壮瞥町5.82トン、洞爺湖町6.16トンの合計94.38トンでございます。アルミ缶につきましては、室蘭市157.73トン、伊達市43.8トン、豊浦町13.3トン、壮瞥町14.93トン、洞爺湖町16.08トンの合計245.84トンでございます。ペットボトルにつきましては、室蘭市285トン、伊達市97.35トン、豊浦町15.5トン、壮瞥町10.59トン、洞爺湖町12.96トンの合計421.4トンでございます。破砕金属につきましては、電池、ライターなどの危険ごみと一緒に計量されるため、各市町の搬入量は不明でございますが、分別後の破砕金属の重量は41.5トンとなっております。

次に、スチール缶、アルミ缶の平均売却単価についてでございますが、スチール缶はトン当たり5万8,383円、アルミ缶はトン当たり25万6,300円となっております。

次に、ペットボトルが予算額に対し決算額ゼロになっている理由といたしまして、令和2年度まで独自売却を行っていましたが、売却価格が下落したことから、令和3年度以降については市場における売却単価の推移を比較検討し、

有償入札拠出金として処理することが有益であることから、令和4年度の決算額は、財産収入としてはゼロとなった次第でございます。

また、搬入されたペットボトルの処分については、圧縮梱包処理を行った後、有償入札拠出金と再商品化に向けて契約されている委託事業者へ引渡しを行っているところでございます。

次に、諸収入のうち、有償入札拠出金の拠出元につきましては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会となっております。

拠出金の制度についてでございますが、容器包装ごみのリサイクルが合理的、効率的に進めるために、想定よりもリサイクル費用が少なく済んだ場合に、処理費用の差額の2分の1に相当する金額を事業者から広域連合へ合理化拠出金として支払われる制度となっております。

対象品目は、ペットボトルが対象でございますが、有償拠出金の推移といたしましては、令和4年度は2,483万8,758円、令和3年度につきましては952万8,457円となっております。

次に、歳出の情報処理についてでございますが、不用額845万4,000円の内訳でございます。

まず需用費では、三つ折りハガキ使用量が想定より少なかったことにより82万7,000円、役務費では、西いぶりデータセンター内の電話機などの更新などで157万円、委託料では、行政手続のオンライン化に係るびったりサービスとの連携に係る改修で、ネットワークに係る作業の見直しなどによりまして530万円、備品購入費では、シュレッダーなどの契約差金などにより63万8,000円、などにより情報処理費全体では、845万4,000円の不用額となっております。

次に、システム運用経費6億9,736万9,000円の内訳でございます。

需用費では、連続帳票用紙や連続帳票プリン

ターのトナーなどにより477万4,000円、役務費では、LGWANへの接続回線や災害対策用バックアップ回線などによりまして548万9,000円、委託料では、総合行政システムなど各種業務システムの保守、運用などで4億3,624万円、使用料、賃借料では、令和3年度更新の西いぶり行政サービス基盤賃借料などによりまして、2億4,105万2,000円、備品購入費では、シュレッダーなどで82万3,000円となっております、共同電算システム運用経費全体で6億9,736万9,000円となっております。

次に、共同電算システム運用経費は各市町へ提供している共同電算システムの運用に係る経費で、ネットワークやサーバーなどの機器保守、各種業務システムの保守、運用に係る業務委託や業務システムの運用で必要となる各種消耗品など、西いぶりデータセンター整備事業費は、令和4年度決算でいえば、洞爺湖町の財務会計システム整備など業務システムや機器などの整備に関わる経費となっております。

次に、情報処理における随意契約と入札の基準でございますが、随意契約と入札の基準につきましては金額によります。制度改正などによる業務システムに対する追加機能など、競争入札に適さない案件などにつきましては、契約審査会などに諮り決定してございます。

最後に、職員費でございますが、決算額8,362万3,000円の内訳でございます。

報酬額558万9,000円、給料2,880万1,000円、職員手当等1,855万6,000円、共済費で1,082万4,000円、負担金補助及び交付金が1,985万3,000円で、決算額として8,362万3,000円となっております。

次に、不用額639万円の主なものでございますが、職員手当等で349万5,000円、共済費におきまして182万2,000円、負担金

補助及び交付金で104万7,000円となっております。

さらに、共同電算職員の時間外勤務手当につきましては、会計年度職員も含め260時間、支給総額で55万9,320円となっております。

以上でございます。

○議長（早川 昇三） 常磐井 茂樹議員

○8番（常磐井 茂樹） それでは認定1号について、職員費に特化して伺いたいというふうに思います。

答弁で、会計年度職員を含めて260時間、支給総額55万9,320円ということなのですけれども、会計年度職員を除いた時間外と支給額及び時間外の日数について伺いたいと思います。

同時に、3月1日付の報道にある、派遣された2019年11月～2022年11月にかけて、勤務実態がないにもかかわらず計676時間分の時間外勤務手当を受給していたとの報道であります。

まず、監査について伺いたいというふうに思うのですけれども、令和2年度、3年度、4年度の西いぶり広域連合定期監査、報告書によりますと、支出事務について、適正に処理されていると認められたというふうにしております。ところがこのような問題が発覚したわけですが、監査に問題はなかったというふうに考えているのかどうか、この点について伺います。

また、時間外勤務は命令簿により、所属長の命令を受け、確認を受けなければならないとされています。翌月の6日までに時間外勤務を命じた所属長は給与を所管する課長に報告しなければならないとされています。このことから、時間外勤務の実態を所属長は全く把握していないことにならないか、この点について伺います。

派遣職員も室蘭市の条例、規則が適用されることからこの取扱いがなされているにもかかわらず、

このような問題が起きたということ、時間外勤務の実態把握に問題があるのではないかと、この点について伺います。

次に、地元紙の報道によると、構成市町から広域連合に電話したけれど応答がないと連絡があって、広域連合が不審に思って調査をしたところ発覚したというふうに報道されています。それで伺いますが、どこの市町のなんて方がどんな要件で、何月何日何時何分に電算センターに何回電話した結果、不審に思ったのか。当然、1回や2回程度ではないというふうに思うのですけれども、この点について伺います。

また、刑事、民事の両面から対応を進めていくとの報道ですが、この点についても伺います。

3点目、西いぶり広域連合と派遣元である構成市町の間には派遣協定書が締結されているわけですが、報道によれば、2月28日に派遣元である市が懲戒免職処分について協議の上、派遣元と広域連合が協議の上、派遣元または広域連合において行うとされております。

今回の処分が派遣元で行われた理由、同時に協議について、どういった協議の上、このような決定になったのか伺いたいと思います。

この事態が起きたところは広域連合であるからして、当然広域連合で処分について話し合いが行われるのが筋ではないかというふうに考えます。また、今般このような事案が起きたことに対して、広域連合長としてどのように考えているのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（早川 昇三） 塩越事務局長

○事務局長（塩越 順一） 再質問にお答えいたします。

初めに、会計年度職員を除いた時間外ですが、日数で65日、時間数で209時間、支給額で49万7,571円となります。

次に、時間外勤務の把握についてでございますが、当連合では時間外勤務・休日勤務命令簿

により、所属長命令及び所属長確認により把握してございますが、今回の事例のように意図的に行われた場合については、把握が難しかったところがございます。

また、このたびの事例を踏まえまして、さらに職員一人一人、公務員としての自覚を促し、適正な実態把握に努めてまいります。

次に、不審に思ったきっかけについてでございますが、昨年11月17日18時40分過ぎから、洞爺湖町職員より電算業務に関する要件で数回着信があり、19時10分過ぎに会話ができた際、データセンターに電話したが誰も出なかったとの話があり、翌日時間外命令簿の提出があったことで不審に感じたところがございます。また、この件につきましては、刑事、民事両面から対応を進めてまいります。

次に、今回の処分につきましては、派遣元と締結している西いぶり広域連合職員派遣協定書第6条の規定により、当広域連合と派遣元で慎重に協議を重ねた結果、派遣元において懲戒処分を行うこととなったものでございます。

今回のこのような事案が発生したことは誠に残念であり、各市町からの負担金で運営している広域連合でありますことから、時間外も含め予算を効率的、効果的さらに適正に執行するよう進めてまいります。

以上でございます。

○議長(早川 昇三) 杉本代表監査委員

○代表監査委員(杉本 久佐男) 監査に関する御質問にお答えいたします。

時間外勤務手当について監査を実施する場合は、通常は時間外勤務命令簿に基づき、これに沿った手当が過不足なく支給されているか確認を行っております。

今回、時間外勤務命令簿には所属長の命令等の決裁がされており、虚偽の記載については確認をいたしておりませんでした。

我々が監査を行った範囲では問題がなかった

ものと判断したところでございますが、今後、広域連合において勤務実態の把握が確実にに行われているか確認をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長(早川 昇三) 常磐井 茂樹議員

○8番(常磐井 茂樹) 今、様々答弁あったのですけれども、発覚の発端になった構成市町からの電話、通常の勤務時間の17時15分から1時間半近い時間で、管理職は残っていても一般職はほとんどいないですね。それが発覚の一つの要因というふうなことを言われているのですけれど、どうも違和感を感じております。

もう一つは、いわゆる時間外勤務が本当に行われたのかどうかの確認、これやっぱりちょっと曖昧だというふうに思うのですよね。先ほど申しましたように、その月内に行った時間外については翌月の6日までに所属長が会計責任者に報告をする。そのときにチェックすれば当然分かるはずなのです。そういったことからしても、やはり職員管理を含め、そういった時間管理について甘いのではないかということ指摘して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長(早川 昇三) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(早川 昇三) ないようですので、以上で認定第1号の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(早川 昇三) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

これより採決を行います。

最初に、議案第1号令和5年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第3号)及び議案第2

号財産取得の件（無停電電源装置）の2件を一括して採決いたします。

議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川 昇三） 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

次に、認定第1号令和4年度西いぶり広域連合一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

認定第1号は、認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（早川 昇三） 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長（早川 昇三） 次は、日程第4 一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

常磐井 茂樹議員

○8番（常磐井 茂樹）（登壇） 令和5年第2回西いぶり広域連合議会定例会に当たり、一般質問を一問一答で行いたいと思います。

まず最初に、西いぶり広域連合の業務管理及び職員体制について伺います。

平成12年3月に道知事の認可を受け、西いぶり廃棄物処理広域連合として発足し、平成15年4月から本格稼働。数々の問題をはらみながらも20年になります。来年10月には、新中間処理施設も本格稼働します。また、この間、共同電算センターの設置等、年々業務量は増加していると思われま

す。広域連合規約の第5条には、1、ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。2、最終処分場の設置、管理及び運営に関すること。3、都市公園の設置、管理及び運営に関すること。4、リサイクルプラザの設置、管理及び運営に関すること。5、共同電算センターの設置、管理及び運営に関する

こと。6、広域行政の振興及び課題の調査研究並びに連絡調整に関することなど、6項目が記されており、これらの業務を日々行っています。

質問です、4点質問いたします。

発足時から現在に至るまでの、職員体制の推移及び構成市町からの派遣実績について伺います。

2点目、この間の業務量の推移について伺います。

3点目、今後業務量が拡大されると思われる分野について伺います。

4点目、財政負担の推移についても伺います。

次に、平成21年2月に一部変更となった西いぶり広域連合広域計画では、見直しに当たっての経緯について、広域連合の構成団体はより高度で多様化した行政運営が求められており、生活圏の拡大に伴う利便性の向上や地方分権、行政改革を進める上で広域行政の必要性が高まり、合併とは違う広域行政体制の整備が重要な課題であるとしています。

質問です。

1点目、合併とは違う広域行政体制とは何を意味するのか伺います。

2点目、少子高齢化の進展で、より多くの小規模自治体は存続の危機にさらされています。本来基礎的自治体が行うべき業務が人員や財源の確保がより困難になることによって、広域行政が進められることによって、今後広域合併につながる懸念されるが、見解を求めるものであります。

以上です。

○議長（早川 昇三） 塩越事務局長

○事務局長（塩越 順一） 常磐井議員の御質問に順次お答えいたします。

初めに、広域連合発足時から現在に至るまでの職員体制の推移及び構成市町からの派遣実績についてでございますが、平成12年3月の設立時から平成15年度末まで、事務局長1名、

事務局次長1名、総務課4名、施設課2名の合計8名体制、派遣実績につきましては、室蘭市7名、伊達市1名となっております。

平成16年度からは、施設課職員を室蘭市都市計画課職員の併任とし、合計6名体制で実務を行っておりまして、派遣実績は室蘭市5名、伊達市1名となっております。

平成18年11月には新たに共同電算準備室を設置、人員につきましては、室長、主幹を事務局長、総務課長それぞれの事務取扱とし、室蘭市、伊達市、登別市各1名の5名体制としてございます。

平成25年度から3年間、北海道から1名の職員派遣、また同年度より、2年ごとに壮瞥町、豊浦町、洞爺湖町の順で1名の職員派遣となっており、現在は事務局長1名、総務課6名、共同電算室2名となっております。派遣実績につきましては、室蘭市6名、登別市1名、伊達市1名、洞爺湖町1名の9名体制となっております。

次に、発足時からの業務量の推移についてでございますが、平成12年の発足以後、廃棄物処理関連などの事務、広域振興事務及び課題の調査研究並びに連絡調整に関する事務、共同電算関連事務、室蘭地方総合開発期成会事務などを実施し、近年は新中間処理施設建設及び運営、共同電算システムの標準化などに向けて協議を行っているところでございます。

次に、今後業務量が拡大されると思われる分野についてでございますが、西いぶり広域連合規約第5条におきまして6項目が定められており、今後の広域連携業務の拡大につきましては、西いぶり広域連合規約第5条第6項広域行政の振興に基づき構成市町の意見、また協議を実施する中で調査研究を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、財政負担の推移についてでございますが、決算書の歳出総額でお答えいたしますと、

発足当時——平成13年につきましては、73億4,418万6,000円、このうち約72億4,500万円は施設建設費でございます。

ごみ処理施設供用開始年でございます平成15年度につきましては、26億8,523万6,000円で、そのうち約7億5,700万円がごみ処理費でございます。

共同電算事業開始の平成20年度につきましては、22億6,741万5,000円で、そのうち約4億3,000万円が情報処理費でございます。

その後、平成25年度、26億6,956万8,000円。平成30年度は、21億9,300万2,000円、直近の令和4年度につきましては、72億2,926万8,000円となっており、そのうち約43億4,100万円が新施設建設費となっております。

次に、西いぶり広域連合の今後の在り方についてのうち、初めに、合併とは違う広域行政体制とは何を意味するのかについてでございますが、市町村合併については、複数の市町村を一つに統合し、一体的に行政サービスの提供、地域振興整備を実施するものに対して、広域行政については、現在の市町村の数や区域は変更せずに必要な事務だけを必要な市町村だけで連携して、共同で処理するものと考えてございます。

次に、本来基礎的自治体が行うべき業務の広域合併への懸念についてでございますが、広域行政への移行、推進につきましては、過疎化による人口減少に伴う職員数の減、事業に関する費用対効果など、要因として大きいところはございますが、広域行政の基本的な考えは、連携を実施する自治体におきまして、自治体の規模や地理的な違いを勘案し、連携が優位である項目について慎重に協議を行った後、実施されるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（早川 昇三） 常磐井 茂樹議員

○8番(常磐井 茂樹) それでは、再質問をさせていただきますと思います。

業務管理及び職員体制についてでありますけれども、今答弁で職員体制と発足から現在の職員体制について答弁がありました。現在は事務局長1名、総務課6名、共同電算室2名で運営されているわけなのですけれども、そのほかにも会計年度職員が総務課、共同電算室に配置されている。

また、構成市町からの職員の派遣実績も先ほど答弁で示されましたが、この派遣職員の要請を広域連合は派遣元に対してどのような基準で派遣依頼を行うのか、また派遣元である構成市町はどのような基準に基づいて派遣職員を選考するのか、この点について伺います。

○議長(早川 昇三) 塩越事務局長

○事務局長(塩越 順一) 派遣元に対して示す基準、派遣元の選考基準についてでございますが、初めに、派遣元に対して示す基準につきましては、西いぶり広域連合事務局の当該年度の体制を考慮し、実施事務であります廃棄物、電算、財務などの経験者での御検討を依頼しているところでございます。

派遣元の選考基準に関しましては、構成市町人事担当部局で対応していただいております。

以上でございます。

○議長(早川 昇三) 常磐井 茂樹議員

○8番(常磐井 茂樹) 当然、廃棄物、電算含めてそれなりの経験のある職員が望ましいというふうに思うのですけれども、西いぶり広域連合派遣職員の取扱い等に関する規程に基づく派遣要請書に基づいて要請しているわけなのですけれども、この中で広域連合長は派遣職員を受けようとするときは、派遣条件を十分協議の上、派遣元市町長と派遣協定書を締結しなければならないとされているわけですが、この派遣協定書における記載事項について伺いたいと思います。

市町による差異はないというふうに考えますけれども、派遣協定書にどのような記載事項が示されているのか、この点について伺います。

○議長(早川 昇三) 塩越事務局長

○事務局長(塩越 順一) 派遣元の市町長と広域連合長の派遣に関する締結書記載事項、市町間での記載事項の差異についてでございますが、締結書の記載事項につきましては、派遣元自治体名、派遣元での職名、派遣者氏名、派遣期間となっております。市町間による差異はございません。

以上でございます。

○議長(早川 昇三) 常磐井 茂樹議員

○8番(常磐井 茂樹) 市町間に差異はないということなのですけれども、当然派遣元から派遣先である広域連合職員となり、派遣元である市町との勤務時間の違いや事務取扱の違いなど、当然前任者から引継ぎを受けるというふうに思うのですけれども、こういった取扱いはどのように派遣元あるいは派遣先が行っているのか、この点について伺います。

○議長(早川 昇三) 塩越事務局長

○事務局長(塩越 順一) 派遣職員への就労規則、業務内容などの説明につきましては、西いぶり広域連合派遣職員の取扱い等に関する規程第2条に基づき、構成市町への派遣要請承諾の後、職員派遣協定書の内容に基づき、身分、勤務時間、休日などの内容について、構成市町人事担当部局などへ説明を行っているところでございます。

業務の引継ぎなどの取扱いにつきましては、職員間での事業内容、引継ぎ書などの共有を図り、新規派遣職員の不安や負担を生じないように努めているところでございます。

以上でございます。

○議長(早川 昇三) 常磐井 茂樹議員

○8番(常磐井 茂樹) 派遣先に行く職員の不安がないようにということで、それは当然だ

というふうに思うのですが、次に業務量について伺いたいと思います。

答弁では、平成12年発足以降、廃棄物処理関連の事務、広域振興事務及び課題の調査研究並びに連絡調整に関する事務や共同電算関連事務、室蘭地方総合開発期成会事務などを実施している。そのほかにも、現中間処理施設の訴訟関連の仕事も実はこなしてきたわけです。

近年は、新中間処理施設建設及び運営、共同電算システムの標準化などの業務も行って、多忙を極めているというふうに思うのですが、また新中間処理施設建設工事のインフレライドへの対応など、業務量は確実に増えているわけなのですが、現行の職員体制では円滑な業務運営に支障を来しているのではないかとこの点について伺いたいと思います。

○議長（早川 昇三） 塩越事務局長

○事務局長（塩越 順一） 業務量増加による業務運営の支障についてでございますが、毎年事業確認を実施する中で、専門的要素などが含まれる事業等につきましては、委託を行うなど民間活力の活用、また事務局職員での直接実施事業に関しましては、計画、進捗管理などを適切に行い、確実な事業の遂行に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（早川 昇三） 常磐井 茂樹議員

○8番（常磐井 茂樹） 業務の遂行に努めていると言っても1人の職員、あるいは小人数の職員に業務が集中しているというふうなことも耳にしております。

それで、これからの業務量の推移を考えた場合、当然広域連合として構成市町に対して職員増を求めていくべきではないかというふうに考えるのですが、この点について伺います。

○議長（早川 昇三） 塩越事務局長

○事務局長（塩越 順一） 業務量に応じて職

員増を図るべきではないかについてでございますが、今後の業務内容を精査していく中で、状況に応じまして構成市町と協議してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（早川 昇三） 常磐井 茂樹議員

○8番（常磐井 茂樹） 次に、今後の西いぶり広域連合の在り方について伺いたいと思います。

広域行政の基本的な考え方は、連携を実施する自治体における規模や地理的な違いを勘案し、連携が優位である項目について慎重に協議を行った上で実施されていると、これが広域連合の規定上の決まりなのなのですが、広域合併につながるというふうには考えていないということでした。

ところが、国は行政のデジタル化による標準化、各地で新たな中心地域の大型開発や周辺地域の切捨てなどが指摘されているわけです。立地適正化計画や近隣自治体間での公共施設、行政サービスを連携する、いわゆる公共施設管理計画含めて集約化を図ろうとしている。連携中枢都市圏構想などが、いわゆる自治体間の広域化の法制化も今準備されているというふうに言われています。地方行革と地方再編への動きと捉えていいのではないかとこの点について伺いたいと思います。

○議長（早川 昇三） 塩越事務局長

○事務局長（塩越 順一） 地方行革と地方再編への動きの考え方についてでございますが、西いぶり広域連合の処理する事務につきましては、西いぶり広域連合規約第4条第1項の規定に基づくものでございまして、第6号に規定しております広域行政の振興及び課題の調査研究並びに連絡調整に関する事務におきましても、広域行政として実施する自治体が優位な項目について、慎重に協議を行っていくと考えてございます。

以上でございます。

○議長(早川 昇三) 常磐井 茂樹議員

○8番(常磐井 茂樹) 建前なのですが、国はそういうふうには考えていないということを指摘したいと思います。

今広域の業務管理、職員体制、広域行政の在り方そのものについて伺ってきたのですが、私は何よりも運営に当たっての基本は、収支の問題もありますけれども、法規令達に基づき遅滞なく行政運営を進めていくということにあるというふうに思うのですが、そういった意味では、その主体となるのは、私は広域連合であり、基礎的な自治体であり、職員だというふうに思うのです。職員の負担の軽減を図りつつ、効率的な広域連合としての運営に努めていただきたいと思いますというふうに申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長(早川 昇三) これをもちまして、一般質問を終了いたします。

○議長(早川 昇三) 以上で、今定例会に提案されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第2回西いぶり広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 2時56分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長 早 川 昇 三

署 名 議 員 真 鍋 盛 男

署 名 議 員 菊 地 敏 法